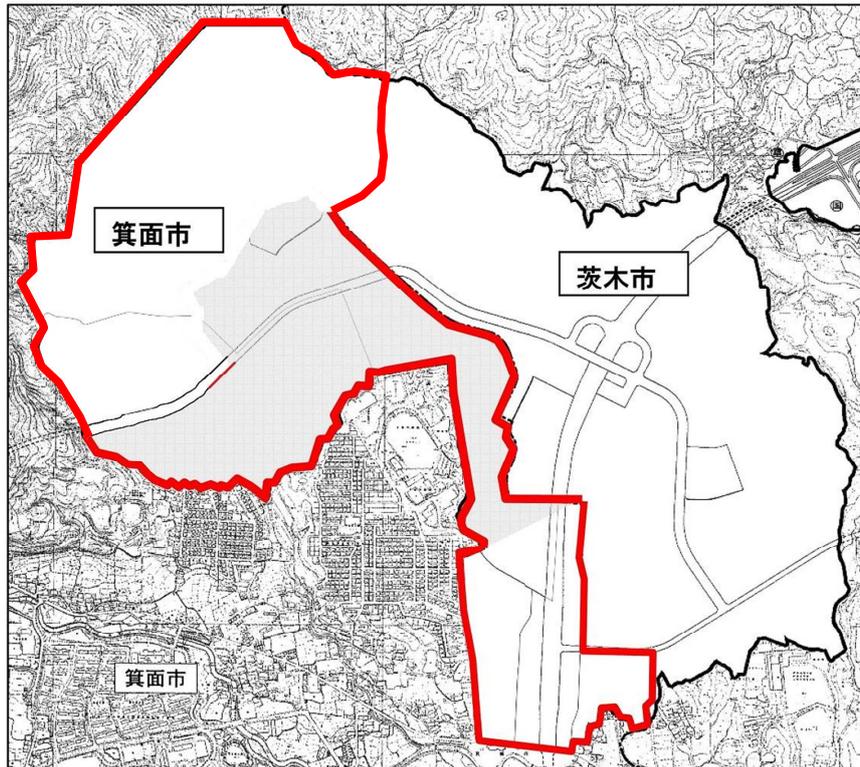


彩都粟生地区は
都市景観形成地区及び山すそ景観保全地区の両方に指定されています

2010.7.1 まちづくり政策課

区域図



都市景観形成地区で以下の行為を行う際には規模にかかわらず届出が必要です

現状変更行為

建築物等の新築等

広告物の表示等

さらに

• 500㎡以上

• 軒の高さが10mを超える建築物の新築等
• 敷地面積が500㎡を超える建築物の新築等
• 高さが10mを超える工作物
(擁壁にあっては高さが3mを超えるもの)

山すそ景観保全地区に関する届出も必要となります

- 事前相談書及び届出書の表紙には、「都市景観形成地区」「山すそ景観保全地区」の両方にチェックしてください。
- 山すそ景観保全地区の基準適合調査票にも記載をお願いします。